

回 答 書

名護市長 渡具知 武豊
(公印省略)

新文書管理システム導入業務委託に係るプロポーザルで質問のあった件について、次のとおり回答します。

なお、同様の質問については、整理しています。

	質問事項	回答
1	実施要領「3 参加資格(8)」について 同様の実績について、文書管理システムについては、県外の実績を記載し、その他庁内システム（校務支援システムや会議システムなど）や庁内ファイル管理サーバの導入実績をおの記載してもよろしいでしょうか。	同様の実績とは、県外・県内ともに提案予定の文書管理システムと同程度の文書管理システムが導入されている実績となります。
2	機能確認書の「項目No10」について APPLIC準拠登録製品についてですが、APPLIC仕様に準拠している製品については、 「○：搭載機能ではないが代替案にて実施可能」との認識で提案しても差支えないでしょうか。	質問のと通りの認識で問題ありません。
3	1.仕様書p. 3 5 文書管理システム構築業務 CALはお持ちでしょうか。お持ちでない場合は調達も本業務に含むのでしょうか。	Windows server2022- 1user CAL 800式

4	<p>2.仕様書p. 3 5 文書管理システム構築業務</p> <p>CPUのモデルについてご教示ください。</p>	Intel Xeon Gold 6248 CPU @ 2.50Hz
5	<p>3.仕様書p. 3 5 文書管理システム構築業務</p> <p>HDD容量が試算上不足している可能性がある場合、拡張頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>拡張することは、可能となります。ただし、北部広域のクラウド外になる予定です。</p> <p>なお、拡張の際は、北部広域クラウドの保守業者と協議の上、取り組むことを条件とします。</p>
6	<p>5.仕様書p. 6 7 保守業務 システムデータのバックアップ</p> <p>仮想サーバのバックアップは実施していないので別途バックアップが必要であるという認識でよろしいでしょうか。その場合、バックアップ装置はNASを設置しても問題ないでしょうか。</p>	<p>質問のとおり認識で問題ありません。</p> <p>NASの設置については、質問事項5の回答のとおりです。</p>
7	<p>6.仕様書p. 6 7 保守業務 システムデータの媒体保管</p> <p>バックアップはテープやカートリッジなどを想定されていますか。その場合カートリッジ等の定期交換も本仕様に含まれる必要はありますか。</p>	<p>特定の媒体は、指定しませんので、保守・運用等を含めて効率的な提案をお願いします。</p>
8	<p>7.仕様書p. 6 7 保守業務 障害検知、調査・分析及び復旧対応</p> <p>ハードウェアの対応は含まないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>質問のとおり認識で問題ありません。</p> <p>北部広域クラウドの範疇は、不要となります。</p>

9	<p>8.仕様書p. 6 7 保守業務 カ 帳票様式の修正等軽微な 修正</p> <p>貴市と受注業者で軽微の範囲 が異なることが発生する際は 両者協議の上実施するという 認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>質問のと通りの認識で問題ありません。</p>
10	<p>9.実施要領p. 2 3参加資 格(8) 県内自治体に同様の 実績が5年以内にあり…</p> <p>この実績は仕様書p. 4 6 運 用支援等に記載されている導 入支援の内容も含むという認 識でよろしいでしょうか。</p>	<p>文書管理システムを導入した実績となりますので、運用支援に関するものは、含みません。</p>
11	<p>10.機能要件確認書</p> <p>技術提案書類掲載ページの欄 は全て記載する必要はござい ますか。</p>	<p>技術提案書に係るものは、全て記載をお願いします。</p>
12	<p>様式第11号 機能要件確認書 項目No.2 6</p> <p>文書番号は、主番、遡及番 号、枝番の管理が可能である こと。とありますが 遡り番号とは現時点の番号よ り前の番号を取得するという 認識で良いでしょうか。</p>	<p>遡及番号の例を記載します。 例 1番を空き番号とし、2番を取得した日以降に 1番を取得することが可能であること。</p>
13	<p>様式第11号 機能要件確認書 項目No.3 1</p> <p>電子メールで送付された文書 を収受文書として取込むこと ができる機能を有すること。 とありますが 貴市のメールサーバは庁内ネ ットワーク内にありますでし ょうか。またメールはPOP 形式でしょうか。</p>	<p>サーバは、北部広域のクラウドとなります。 メールは、POP形式となります。</p>

14	<p>様式第11号 機能要件確認書 項目No.155</p> <p>紙文書を電子化する際に、バーコード等を用いて該当文書画面に直接保存できる機能を拡張できること。とありますが 紙文書を電子化し効率的に運用する方法を提供するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>紙文書をバーコード又はQRコードその他同様のものにより該当文書を文書管理システムにより直接保存できる機能を拡張できることとなりますので、当該機能の拡張が標準仕様、代替案又はカスタマイズにより可能であることが必要となります。</p>
----	---	--